



第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。  
 第七条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第一項中「第五条第四項から第十一項まで」を「第五条第五項から第十一項まで」に改める。

第八条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第一項中「第五条第三項名号」に改める。

第九条第一項中「第五条第三項名号」を「第五条第四項名号」に改める。

第十条第一項中「第五条第八項名号」を「第五条第九項名号」に改める。

四項各号」に改め、同条第三項中「第五条第三項名号」を「第五条第四項名号」に改め、同条第四項中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第十二条第一項第二号及び第五項第一号中「第五条第一項第三号」を「第五条第二項第一号」に改める。

第十九条第一項中「第五条第三項第一号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第二十条第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

第二十一条中「第五条第三項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二十三条第一号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。)

第十三条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「場合には」を「ため」に「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取」の下に「を行う場合には、当該聴取」を加え、「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号及び第二号」を「第二項各号」に、「聴く」を「聴くよう努める」と改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「。第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。

第十七条中「、第十二条第一項」を「及び第十二条第三項」に、「同条中「第九条第二項第五号」を「第十二条中「第九条第二項第五号」に規定する評価の基準に従つて、前条第一項に改め、「第十六条第二項第五号」を「前条第一項」と「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ」とあるのは、「第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならない」に改める。

3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十八条第一項中「、遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「第十二条第一項第五号」を「第十二条中「次に」を「おおむね次に」に改め、「。第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項第四号中「の目的」を「目的」に改める。

第十九条中「」とあるのは、「第十八条第一項第五号」と、「」を「に規定する評価の基準に従つて」に改め、「その評価を行うものとする。この場合において、国行政機関等の長等は、」を削り、「あるのは、「その評価」を「あるのは、「第十八条第一項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従つて評価」に改める。

第三十四条第一項中「次に」を「実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に」に改める。

## 第二章 総務省関係

### 地方自治法の一部改正

第十四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五条の十九第一項中第十号及び第十一号の二を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二百六十六条第一項中「政令で特別の定をする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか」に、「あらたに」を「新たに」に改め、「市町村長が」を削り、「これを定め、都道府県知事に届け出なければならない」を「定めなければならない」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は、」に改める。

別表第一「地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)」の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項」の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する届出に係るものに限る)、同条第八項に改め、同表社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第一号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同項第三号中「市町村(指定都市及び中核市を除く)」を「町村」に改め、同表公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十二号)の項中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」(同条第七項において準用する場合を含む)に改め、同表道路法(昭和二十七年法律第百八号)の項第一号ハ中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の項第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項第一号中「第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第一項」を「第二十二条第一項及び第一項」、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項」に改め、同項第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項第一号イ中「口」を「又は市」を加え、同表都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項第一号イ中「口」を「ハ」に改め、「に限る」のトに「口において同じ」を加え、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

口 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

別表第一「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」の項第一号中「第一百三十九条の三各号」を「第

百三十九条の四各号」に改め、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第一号中「第六十一条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 市が第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る)、第六十六条第一項から第八項ま

で並びに第九十八条第一項(第一百八十八条の二十七第二項において準用する場合を含む)及び第

三百九十九条の四各号」に改め、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第一号中「第三項の規定により処理することとされている事務(機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る)

別表第一「環境基本法(平成五年法律第九十一号)」の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、

同表密集群街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項第一号中「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同項第二号中「第一百九十二条第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く)」を加え、「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 市が第百九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る)、第一百九十七条第一項から第八

項まで並びに第二百二十三条规定の規定により処理することとされている事務

(都道府県又は都市再生機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く)が施行する防災

街区整備事業に係るものに限る)。

(身体障害者福祉法の一部改正)

**第三十条** 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行なう」との下に「(次項において)「相談援助」という。」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項として、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託する者が困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援助に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

第十九条第一項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第一項」を「第六十五条第三項」に改める。

第二十五条中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第一号」を「第三十五条第三号」に改める。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第一号中「第三十五条第一号」を「第三十五条第三号」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第三十条 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

(保護施設の基準)

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項について厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

2 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

(クリーニング業法の一部改正)

第三十二条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上」を「仕上げ」に、「終つた」を「終わつた」に、「終らない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「地域保健法(昭和十二年法律第一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区については、市又は特別区」)を加える。

(第十四条第一項中「地域保健法(昭和十二年法律第一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める」を「保健所を設置する」に改める。)

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第三十三条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。)」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは、「都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合においては、市長又は区長に)」。

第二十二条第一項中「都道府県知事」の下に「(第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合は、市長又は区長。次項において同じ。)」を加える。

この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第一十二条第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合は、市長又は区長)」。

第二十二条第一項中「都道府県知事」の下に「(第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合は、市長又は区長。次項において同じ。)」を加える。

この場合において、「あらかじめ」と「協議」とその同意を得なければ「協議しなければ」に改める。

第三十条第一項各号を次のように改める。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

二 百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

第五十六条第一項中「指定都市若しくは中核市の長」を「市長」に改める。

第六十二条第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五条の見出しを「(施設の基準)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県に、必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉施設に係る居室の床面積

三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」と、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第一項中「次条第一項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除  
第七十条及び第八条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条第一項、第二百三十一条第四項及び第五項並びに第二百三十一条を削る。

第七十五条第一項、第二百三十二条を「前条」と、「各本条」を「同条」に改め、同条を第二百三十二条とし、第二百三十三条中「前条」を「前条」と、「各本条」を「同条」に改め、同条を第二百三十二条とし、第二百三十四条を第二百三十三条とし、第二百三十五条を第二百三十四条とする。

第二百三十五条を第二百三十三条とし、第二百三十五条を第二百三十四条とする。

第十九条第三項中「資格」の下に「(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参考して当該地方公共団体の条例で定める資格)」を加える。

第四十六条第一項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八条の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第一項中「保健所を設置する市の」を削り「保健所を設置する」に改める。

第五十条第四項及び第五十二条の二第一項中「保健所を設置する市」を削る。

(知的障害者福祉法の一部改正)  
第三十九条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「(次項において)相談援助」という」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害者の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することができるが困難であると認められる市町村がある場合には、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

第二十二条第三号を第二号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。



附  
則

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。





第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に於て届出等の他の手続をしなければならない事項で第三十四条の規定の施行の日前にその手續がされていないものについては

これを、新社会福祉法の相当規定により所轄府に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。  
(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

による改正後の美容師法（以下この条において「新美容師法」という。）第二十一条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第二号の規定によつて、新建築所を設置する市（也祇采建法第五条第一項第一号に該する市）

(薬事法の一部改正に伴う経過措置) ないものとみなして、新水道法の規定を適用する。

一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十一条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

**(水道法の一部改正に伴う経過措置)**

第二十七条 第三十八条の規定(水道法第十二条及び第十九条の改正規定に限る。以下この項から第

三項までにおいて同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十八条の規定による改正後の水道法(以下この項から第三項までにおいて「新水道法」という。)第十二条第一項

項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間における当該地方公共団体である水道事業者又は水道用

水供給事業者に対する新水道法第十一條第一項の規定の適用については、同項中「水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の）

「水道の布設工事に限る。」とあるのは、「水道の布設工事」とする。

第三十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十二条第一項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地

方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十一條第一項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

第三十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十九条第一項において準用する場合を含む。以下この項において

て同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十九条第三項に規定する料金で定まる賃名は、当該地主ハ日本國の条例で定まる賃料とみなす。

第三十八条の規定（水道法第四十八条の一、第五十条及び第五十一条の二の改正規定に限る。以下「第三十八条の規定」と呼ぶ。）

この条において同じ)の施行前に第二十九条の規定による改正前の水道法(以下この条において「旧水道法」という。)の規定によりされた確認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十八条の規定の施行の際現に旧水道法の規定によりされている確認の中止その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二十九条の規定の施行の日

法第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

4 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間において、新職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者みなす。

4  
法第二十二条第一項に規定する都道府県又は市町村の多忙な制定を行つてゐる場合、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

法第三十条の二第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。